

# 定 款

特定非営利活動法人 遺族サポートネット With Heart

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 遺族サポートネット With Heart という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、死別により心に深い悲しみを抱えた人々を対象として、特にこれまで支援の手が届かなかった地域にオンラインを中心とした傾聴支援、遺族支援に関する相談事業、支援者・地域住民を対象としたグリーフケアの理解促進や社会教育、並びに自治体・医療・福祉・教育等の関係機関との連携促進や支援者育成に関する事業を行うことで、悲嘆を抱える人々が孤立せずに安心して思いを語り合い、共に生きていける地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 遺族支援事業
  - (2) グリーフケアに関する啓発・教育事業
  - (3) 遺族支援に関する連携促進事業
  - (4) 支援者育成事業
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
    - (1) 物品販売事業
  - 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

### 第3章 役員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事のうち2名以内を副理事長とし、1名を専務理事とすることができる。

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときで、かつ副理事長が選ばれていないときは、理事長の職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第 14 条第 6 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 資産の管理の方法
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営

- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催 )

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種と

する。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を

除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上  
の議決を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければ  
ならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残  
存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したもの  
に譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の  
議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人  
のホームページにおいて行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 雜 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	井手 敏郎
副理事長	幕澤 孝志
理 事	山内 陽卯
理 事	川上 寿美
理 事	牧野 静子
理 事	高橋 勇則
監 事	平野 克典

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 8 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金
    - ① 正会員(個人・団体) 0 円
    - ② 賛助会員(個人・団体) 0 円
  - (2) 年会費

① 正会員(個人・団体) 10,000 円 ② 賛助会員(個人・団体)1 口 5,000 円  
(1 口以上)

## 役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 遺族サポートネット With Heart

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	イデ トシロウ 井手 敏郎	無	理事長
2	理事	マクザワ タカシ 幕澤 孝志	無	副理事長
3	理事	ヤマウチ ヒナ 山内 陽卯	無	
4	理事	カワカミ ヒサミ 川上 寿美	無	
5	理事	マキノ シズコ 牧野 静子	無	
6	理事	タカハシ タカノリ 高橋 勇則	無	
7	監事	ヒラノ カツノリ 平野 克典	無	
8				
9				
10				

## 令和7年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 遺族サポートネット With Heart

## 1 事業実施の方針

本法人は、死別により深い悲しみを抱える人々に対し、誰もが孤立せず安心して思いを語り合うことができる環境を提供することを目的として、オンラインを中心とした遺族支援活動を実施する。

初年度は、事業年度が短いため法人基盤の整備と支援体制の構築を最優先とし、「わかちあいの会」の安定的な運営、傾聴支援および相談体制の整備、支援者研修の準備、地域・関係機関との連携づくりを重点的に行う。また、グリーフケアの理解促進のための啓発活動を開始し、遺族支援が地域社会に広く認識されることを目指す。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 140 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
遺族支援事業	オンラインを中心とした「わかちあいの会」の開催および傾聴支援、遺族支援に関する相談	月2回	オンライン	3名	ご遺族等不特定多数	ご遺族等不特定多数	50千円
グリーフケアに関する啓発・教育事業	一般市民や支援者向けのオンライン研修、対面研修を開催	月2回	オンラインおよび指定場所	3名	グリーフケアに関心を持つ一般市民および支援者等	月20名以上	60千円
遺族支援に関する連携促進事業	遺族支援に関する情報共有と協力体制づくり	随時	オンラインまたは指定場所	2名	関係機関および団体を通じて支援を受ける不特定多数のご遺族	関係機関および団体を通じて支援を受ける不特定多数のご遺族	30千円
支援者育成事業	傾聴スキル・グリーフケア研修のカリキュラムを作成	随時	事務所	1名	なし	なし	

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	初年実施計画なし				

# 令和 8 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 遺族サポートネット With Heart

## 1 事業実施の方針

本法人は、死別により深い悲しみを抱える人々に対し、誰もが孤立せず安心して思いを語り合うことができる環境を提供することを目的として、オンラインを中心とした遺族支援活動を実施する。

次年度は、初年度に整備した体制を発展させ、遺族の方がより安心して参加できる継続的な支援活動を提供する。オンライン支援の強化に加え、地域との連携を深め、必要に応じて対面での交流機会も検討する。また、支援者育成を始動し、中長期的な支援人材の土台を形成する。啓発事業も拡充し、遺族支援への社会的理解の向上を図る。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,760 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
遺族支援事業	オンラインを中心とした「わかつあいの会」の開催および傾聴支援、遺族支援に関する相談	月5回	オンライン	3名	ご遺族等不特定多数	ご遺族等不特定多数	650 千円
グリーフケアに関する啓発・教育事業	一般市民や支援者向けのオンライン研修、対面研修を開催	月3回	オンラインおよび指定場所	3名	グリーフケアに関心を持つ一般市民および支援者等	月30名以上	866 千円
遺族支援に関する連携促進事業	遺族支援に関する情報共有と協力体制づくり	随時	オンラインまたは指定場所	2名	関係機関および団体を通じて支援を受ける不特定多数のご遺族	関係機関および団体を通じて支援を受ける不特定多数の遺族	40 千円
支援者育成事業	傾聴スキル・グリーフケア研修のカリキュラムを作成、連携機関・一般市民への研修を実施	年4回	オンラインおよび指定場所	2名	将来的に遺族支援やグリーフケア活動に携わる支援者	不特定多數	204 千円

### (2) その他の事業

(事業費の総費用【 20 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	書籍、関連グッズの販売	随時	オンラインおよび研修会場等	1名	20 千円

## 年度 7 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 遺族サポートネットWith Heart

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業 金額 小計・合計	その他事業 金額 小計・合計	合計
<b>【A】 経常収益</b>			
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	130,000 100,000	230,000	0 230,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0	0 0
3 受取助成金等 受取補助金		0	0 0
4 事業収益 グリーフケアに関する啓発・教育事業収益	120,000	120,000	0 120,000
5 その他の収益 受取利息		0	0 0
<b>経常収益計</b>	<b>350,000</b>	<b>0</b>	<b>350,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費 給料手当謝礼金 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0	0 0
(2) その他経費 会議費 通信費 印刷製本費 旅費交通費	30,000 50,000 50,000 10,000	140,000	0 140,000
<b>事業費計</b>	<b>140,000</b>	<b>0</b>	<b>140,000</b>
2 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0	0 0
(2) その他経費 消耗品費 通信運搬費 旅費交通費 広告宣伝費	50,000 30,000 10,000 30,000	120,000	0 120,000
<b>管理費計</b>	<b>120,000</b>	<b>0</b>	<b>120,000</b>
<b>経常費用計</b>	<b>260,000</b>	<b>0</b>	<b>260,000</b>
<b>当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①</b>	<b>90,000</b>	<b>0</b>	<b>90,000</b>
<b>【C】 経常外収益</b>			
固定資産売却益 過年度損益修正益			
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【D】 経常外費用</b>			
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額 . . . ③</b>			
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ . . . ④</b>	<b>90,000</b>	<b>0</b>	<b>90,000</b>
法人税・住民税及び事業税 . . . ⑤			70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑥			0
<b>次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥</b>			<b>20,000</b>

## 設立・定款変更用

## 年度 8 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 遺族サポートネットWith Heart

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	130,000 250,000	380,000	0	0	380,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0	0	0	0
3 受取助成金等 受取補助金		0	0	0	0
4 事業収益 遺族支援事業 グリーフケアに関する啓発・教育事業収益 支援者育成事業収益 物品販売事業	720,000 1,080,000 1,500,000	3,300,000 75,000	75,000	3,375,000	
5 その他の収益 受取利息		0	0	0	0
<b>経常収益計</b>		<b>3,680,000</b>	<b>75,000</b>	<b>3,755,000</b>	
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当謝礼金 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	1,280,000	1,280,000	0	1,280,000	
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 通信費 印刷製本費 送料	110,000 40,000 80,000 250,000	480,000 20,000	20,000	500,000	
<b>事業費計</b>		<b>1,760,000</b>	<b>20,000</b>	<b>1,780,000</b>	
2 管理費					
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0	0	0	0
(2) その他経費 消耗品費 通信運搬費 旅費交通費 広告宣伝費 管理費	50,000 50,000 20,000 30,000 200,000	350,000	0	350,000	
<b>管理費計</b>		<b>350,000</b>	<b>0</b>	<b>350,000</b>	
<b>経常費用計</b>		<b>2,110,000</b>	<b>20,000</b>	<b>2,130,000</b>	
<b>当期経常増減額</b> 【A】 - 【B】 . . . ①		<b>1,570,000</b>	<b>55,000</b>	<b>1,625,000</b>	
<b>【C】 経常外収益</b>					
固定資産売却益 過年度損益修正益					
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>【D】 経常外費用</b>					
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常外増減額</b> 【C】 - 【D】 . . . ②		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>経理区分振替額</b> . . . ③		<b>55,000</b>	<b>-55,000</b>		
<b>税引前当期正味財産増減額</b> ①+②+③ . . . ④		<b>1,625,000</b>	<b>0</b>	<b>1,625,000</b>	
法人税、住民税及び事業税 . . . ⑤				70,000	
前期繰越正味財産額 . . . ⑥				20,000	
<b>次期繰越正味財産額</b> ④-⑤+⑥				<b>1,575,000</b>	

## 特定非営利活動法人遺族サポートネット With Heart 設立趣旨書

現代では、身近な存在、大切な存在を亡くした方が深い悲嘆を抱えながらも、相談先や語れる場が見つからず孤立してしまう状況があります。家族や地域のつながりが弱まり、悲しみを語ること自体が難しい方も少なくありません。特に多くの自治体では自死遺族支援以外の体制が整っておらず、死別全般の支援がない地域が依然として多く存在しています。

私たちは一般社団法人として支援者育成や死別を経験した方への「わかちあいの会」を行う中で、「支援が全く存在しない地域」「必要性を認識していても任せられる公的な受け皿がない」という現実を何度も目にしてきました。こうした地域では相談につながれず孤立が深まり、大きな社会課題となっています。

私たちが目指すのは、どの地域でも安心して悲しみを語れる社会です。「With Heart」は、“思いやりをめぐらせる”という理念と、“誠意をもって関わる”姿勢を表す言葉です。遺族のための「わかちあいの会」を通じて、思いやりを支援者から参加者へ、参加者からその家族へ、そして地域へと広げ、死別で苦しむ方の支えの起点となることを願っています。

具体的には、オンラインのわかちあいの会や相談支援を通じて深い悲しみを抱える人に同行し、思いやりが広がる社会の実現を目指しています。とりわけ遺族支援の体制が十分整っていない地域においては、自治体・医療・教育などの関係機関が安心して住民支援を行えるよう、前面に立つのではなく、それらの機関を下支えする基盤的役割を担うことを重要な使命としています。

これまで私たちは、さまざまな遺族との関わりの中で、遺族支援の地域格差の大きさや、公的機関と連携できる非営利団体の少なさを痛感してきました。一方、オンライン支援は、遠隔地や支援不在地域にも継続的に支援を届け、孤立を防ぐ大きな力になることを確認してきました。

その中で、一般社団法人や個人の活動において、公的性・中立性・継続性が求められる自治体・医療・福祉・教育分野の事業を担うには限界がありました。そのため、特に遺族支援がない地域の要望に応え、誠意をもって広範な公的機関と協働できる非営利法人の必要性を確信し、NPO法人化を決意しました。

NPO法人化により、自治体委託事業の受託、支援不足地域へのオンライン支援、支援者育成の体系化、公的機関との相談体制整備などが可能となり、遺族支援の社会的基盤を安定的に築くことができます。「With Heart」の名の通り、誠意をもって関わり、思いやりをめぐらせ、支援のない地域にも支援の灯を届けていくことを目指してまいります。

### 申請に至るまでの経過

平成27年4月 一般社団法人日本グリーフ専門士協会を発足

平成29年6月 オンラインによる支援者の養成を開始

令和3年9月 厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策支援センター「わかちあいの会運営スタッフ研修」担当

令和4年9月 東京都三鷹市主催「おくやみ窓口担当者向けグリーフケア研修」にて行政との連携を模索

令和7年10月16日 特定非営利活動法人 遺族サポートネット With Heart 設立を有志で確認

令和7年11月30日 特定非営利活動法人 遺族サポートネット With Heart 設立総会開催

令和 7 年 11 月 29 日

設立代表者

氏名 井手 敏郎